

平成 26 年度北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する 技術検討会議事録

1. 日 時：平成 27 年 2 月 18 日（水）13:30～16:40

2. 場 所：農林水産省農村振興局第 2 会議室

○水資源課 増岡課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する評価委員会」の委員長である室本整備部長からご挨拶申し上げます。

○室本整備部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会」にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃から農林水産行政の推進につきまして、格別のご理解と、ご協力を賜っていますことに、重ねて厚く御礼申し上げます。

最近の農林水産行政を巡る動きをご紹介しますと、農業生産額の減少や担い手を始めとする農業従事者の高齢化とともに、生産基盤を構成する水利施設等は老朽化等が進んでいる状況にあり、こうした農村の活力低下等に伴い、農業・農村が有する食料供給力や多面的機能に深刻な問題が生じつつあります。

このような中、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が 政府の農林水産業・地域の活力創造本部において策定され、その後、規制改革及び産業競争力強化に係る検討の結果を踏まえて、平成 26 年 6 月に同プランが改訂されました。

農林水産省では、このプランの実現のため、「攻めの農林水産業実行本部」を設置し、大臣以下、「農林漁業者の所得を向上させ、農山漁村のにぎわいを取り戻していく」という大きな理念を共有し、施策を展開していくこととしているところです。

こうした施策の展開に当たっては、政策目標を設定することが必要でありますから、農政の中長期的なビジョンとして策定している「土地改良長期計画」見直しを進めていくこととしています。また、食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」の見直し作業を昨年度から着手・議論をしており 3 月の閣議決定を目指しているところです。

こうした中、会計検査院による 26 年度会計実地検査で、事後評価の実施状況や実施体制、評価内容等について、国営事業だけではなく、補助事業に関しても質問されているなど、事後評価がたいへん注目されているところです。

本日は、北海道において実施しました補助事業地区のうち、評価実施地区 5 事業種 7 地区について、限られた時間ではございますが、ご意見を頂くことになっています。

先程申しました農政の動きなどもご勘案の上、専門のお立場から忌憚のないご意見等をいただけますよう、お願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○水資源課 増岡課長補佐

室本整備部長におかれては、このあと所要があり退席させていただきます。それでは、各委員のご紹介をさせていただきます。（各委員を簡潔に紹介）中原委員と波多野委員はご都合がつかなかっ

たため欠席しています。続きまして、本省側の本日の出席者でございますが、時間も限られておりますので、お手元の名簿により省略させていただきます。

まず、議事に入ります前に、本日の配付資料についてご確認ください。お手元にお配りしております資料が、配席図、出席者名簿、資料の1から5、参考資料とございますが、よろしいでしょうか。続きまして、本日のスケジュールについてご説明いたします。

この後、議事に入りまして、委員の方々に本検討会の運営等について決定して頂き、続いて、事後評価結果書（案）への意見聴取という順に進めて行きたいと思っております。

予定時刻の16:45分までに終わるように進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議題の1番目、本検討会の運営等についてでございます。

具体的な運営等については、①委員長の選出、②検討会提出資料の公表、③議事録の取り扱いについて、各委員により協議頂きたいと思っておりますが、事前に協議を行って頂いていると伺っておりますので、委員長からご報告をよろしくお願いいたします。

○長澤委員長

委員長を務めることになりました長澤でございます。それでは、私の方から技術検討会の運営について報告させていただきます。本委員会の具体的な運営方法等については、傍聴の可否、検討会及び使用した資料の公開、議事録等の公開などは、政府が定めています「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の2「学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等」で定められていますので、これに準じた取り扱い、即ちその全てを公開・公表することといたします。委員長の選出に当たっては、「技術検討会規則の第3の3」の規定に基づきまして、委員の互選と言うことで、昨年度に引き続き、私が委員長をさせて頂くことになりました。

なお、本委員会の具体的な運営方法等について協議した結果、

- ・ 委員会提出資料については、公表とする。
- ・ 議事録については、発言者名を明記の上、公表とする。

以上でございます。

○水資源課 増岡課長補佐

ただ今、長澤委員長からご報告がありましたように、本委員会を運営していきたいと思っております。それでは、以降の議事進行は長澤委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○長澤委員長

本検討会が透明性、客観性を確保しつつ、また、限られた時間であるので効率的な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議次第に従いまして、進めさせていただきますが、本日の予定としましては、事後評価の7地区のうち事務局から詳細な説明を踏まえて個別に4地区の検討を行います。まず、2地区の説明と質疑をした後に休憩を挟み、残りの事後評価2地区の説明と質疑を行い、残りの3地区に関しては各委員の意見と事務局の対応状況を踏まえて、議論をしていきたいと思っております。その後、全地区の第三者意見に係わる取りまとめの方向を議論したいと思っております。これらの検討会議事について16時45分を目途に終えたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。

○土地改良企画課渡邊課長補佐

個別地区の評価結果（案）の説明に入る前に、全体的な事後評価の進め方について説明したいと思います（資料－3に基づき説明）。

○長澤委員長

ただいまの事務局からの説明について、ご質問・ご意見等はございませんか。それでは、これからは1地区毎に事務局から説明を受けた後に質疑応答を行っていくのでよろしくお願いします。まずは、経営体育成基盤整備事業「三軒屋地区」からお願いします。

○農地資源課 能見課長補佐

(資料4-1の詳細説明地区「経営体育成基盤整備事業「三軒屋地区」」に基づいて説明)

○長澤委員長

それでは、説明内容についてご自由に発言をお願いします。

○佐久間委員

資料P7、P8に認定農業者と担い手への農地集積状況が示されていますが、直近の認定農業者数と専業別農家数がそれぞれ10戸となっており、地区内は全てが認定農業者とうかがわれるが、担い手委への農地集積状況をみると農地利用集積面積が42.7%となっており、実態としてはもっと担い手への農地集積が進んでいるのではないのでしょうか。

○農地資源課 能見課長補佐

内容については、事実確認したいと思います。

○岡村委員

事業実施による環境の変化のところで、「夕張川で水生生物が確認され、地域一体としての水生生物の生息環境を著しく変化させるまでに至っていない」とありますが土地改良事業は、平成13年より環境との調和に配慮することとしており、本事業は平成15年度に事業を着手しています。夕張川で「種」としての保全は図られているのですが、生態系の保全の観点からすれば、水生生物がほ場内の水路にいなくなったということは大きな環境の変化であり、「著しく変化させるまでには至っていない」という表現は再度検討をするべきではないのでしょうか。今後同種の事業を行う場合は、生物の生息環境に配慮することが必要であるとの意見を出すべきかと思っています。

○農地資源課 能見課長補佐

土地改良法の改正を受けて、環境との調和に配慮した土地改良事業とするために地元で環境情報協議会を設置し、関係市町の田園環境マスタープランに即して、希少種がいる場合はどのように環境配慮を行っていくのがよいのか、専門家の意見を踏まえながら事業を実施していました。

地区内水路の一部では、水生生物がみられなくなった一面はあろうかと思いますが、土地改良事業として施工した結果、地域のなかで「種」として水生生物が絶滅したということでなく、事後評価時点で、夕張川で水生生物が確認されているということでこのような表現をさせていただいています。

○岡村委員

生物多様性の保全は、希少種ばかりではなく農村を形作っている農村生態系そのものを保全することが重要であると考えています。希少種がいなかったら環境配慮をしなくてもよいことにはなりません。

○大熊委員

希少種に限らず、生物多様性というのは世界中から求められていることなので環境と共存していく農業というのは課題であると思います。現場を見させていただき、農家からは大変便利になったとの声が聞かれましたが、生物多様性に関しては厳しいというのもわかりました。環境への影響をできるだけ与えないような工法は検討されていないのでしょうか。

○農地資源課 能見課長補佐

工事の実施に当たっては、できるかぎり汚濁水を流さないように配慮して実施しました。この他、なるべく騒音をださないような重機を利用するなど環境に配慮した工法を取り入れています。先程の説明が不足していたかもしれませんが、希少種ばかりではなくその他の生物の生息環境も含めて、地元の環境情報協議会から意見を聞きながら工事を進めています。地域の農家からは、その地域をどうしていきたいのか、効率性を重視するのか、どのような環境保全をどのレベルまで配慮して事業を実施するのか地区毎によって対応は異なります。

○大熊委員

環境配慮については、すべて地域にまかせるということでしょうか。

○農地資源課 能見課長補佐

由仁町には「田園環境整備マスタープラン」というものがあります。このマスタープランは、環境創造区域と環境保全区域のゾーニングに区分されており、プランに即して地元で話しあっていただき、有識者の意見を踏まえて、環境配慮の工事を実施しました。

○長澤委員長

時間の制約もありますので、追加意見等があれば、討議の最後をお願いしたいと思います。

○岡村委員

一言申し上げますが、農業の生産性と環境保全は対立するべきものではなく、環境保全と農業の生産性を両立させるのがこれからの土地改良事業であると思います。

○大熊委員

地元の農家からみれば、効率性を重視するのですが、一方で環境についても大事なことから環境情報協議会を設立して、地元の自主性に任せるのではなく、地元提案していくことも必要なのではないかと思います。

○土地改良企画課 渡邊課長補佐

地元の自主性のみに委ねているわけではなく環境の専門家も入ってもらって、バランスを取りながら事業を実施しているところです。

○水資源課 川村水資源企画官

農林水産省では、環境に配慮した土地改良事業の事例を示した環境配慮技術指針を作成しています。技術指針の適用については地区ごとに異なるものの、雛形を示す形で環境への配慮を進めてもらっています。

長澤委員長

一つ質問がありますが、資料の P12 に営農経費の節減で労働時間と機械経費の変化の表がありますが、資料の P 6 では、営農経費と機械経費に加えて維持管理費が大きく節減している表があります。地区別結果書で、維持管理費の節減状況を記載していないのは何故でしょうか。

土地改良企画課 渡邊課長補佐

経営体育成基盤整備事業の場合、区画整理に伴って営農経費が大きく削減されることとなります。作物生産量の増加と営農経費の節減による農業経営の合理化が事業の目的であることから、施設の維持管理節減については、地区別評価書には記載しない整理としていました。

農地資源課 能見課長補佐

経営体育成基盤整備事業は、維持管理費の節減を主目的とした事業ではなく、経営規模の拡大であるとか農作業の効率性を上げるという意味で労働時間と機械経費の節減を地区別評価書に記載しています。

○長澤委員長

事業目的の主旨からして維持管理費の節減に関しては割愛したということですね。それでは、次の畑地帯総合整備事業「中足寄地区」に移ります。

○水資源課 増岡課長補佐

(資料 4－2 の詳細説明地区「畑地帯総合整備事業「中足寄地区」」に基づいて説明)

○大熊委員

資料の P7 に牧草と青刈りとうもろこしが示されていますが、飼料作物のみを生産する農家がいるということでしょうか。

○水資源課 増岡課長補佐

本地区では畜産との複合経営が行われています。

○大熊委員

当該地域は酪農が盛んな地域であり、地域全体として、酪農家から発生する家畜ふん尿を利用して堆肥を投入するといった資源循環型の動きはあるのでしょうか。酪農との複合経営農家がいるのであれば、家畜排せつ物由来の堆肥を利用した資源循環の取組が行われているのかを確認していただきたいと思います。実態として、資源循環の取組が行われているのであれば、評価書に記載すべきではないでしょうか。

○水資源課 増岡課長補佐

本地区に限定してというわけではありませんが、足寄町としては、資源循環型の農業を推進しています。本地区内でも取り組まれているのかを確認したうえで評価書の記載を検討したいと思います。

○岡村委員

資料 P10 の「在来ウグイやドジョウ等については下流域へ生育場を移している。」との表現は、ウグイやドジョウ等が上流域に生息しており下流域に生息していない場合には適当でしょうが、事業実施以前からも上流域と下流域に生息していたものと考えられ、表現として適切ではないと

思います。

水生生物の生息環境の問題があるのであれば事実関係を示して、今後同種の事業で改善していくことが必要であると思います。農家が自己負担をしているというのわかりますが、そればかりではなく、公共事業として公費を投入しているのだから生物多様性と農業の効率化が両立するような事業にしていくべきかと思います。

○大熊委員

消費者は、より環境に配慮された商品を購入するなど環境に対する意識が向上しており、生物多様性に配慮したというのであれば、それだけで付加価値がつきますし、生産者側からもプラスに結びつくことになります。学校での情操教育の観点からも農業の生産性と環境との共存は図られるべきであると思います。

○長澤委員長

資料 P6 の表－6 中にある事業実施前と計画の数値は、全く同一となっていますが、地区別結果書の資料 P13 をみると事業計画は平成 16 年となっています。この事業は、平成 13 年度から実施されているので資料 P6 にある事業実施前と計画の数値は、計画変更時点の平成 16 年を示しているのか、それとも、当初計画時点の平成 13 年を示しているのでしょうか。この事業実施前というのはわかりにくいので事務局で整理していただきたいと思います。

資料 P13 の作付面積と生産量の関係についても、作付面積及び単収、生産量の変化を計算すると一致していない箇所があるので、事務局は再度数値のチェックをするようにお願いします。

○水資源課 増岡課長補佐

齟齬がないように再度数値をチェックします。

○長澤委員長

数値が異なる特段の理由があれば、注意書きを加えるようにして下さい。このほか、ご意見がないようなので、お気づきの点があれば、総括的な議論の場で発言していただければと思います。

(休憩)

○長澤委員長

それでは議事を再開し、農地防災事業「寧楽地区」の説明に移ります。

○防災課 神馬課長補佐

(資料 4－3 の詳細説明地区「農地防災事業「寧楽地区」」に基づいて説明)

○大熊委員

人口が減少しているから改修事業の必要性がないということではなく、人がいる限り被害防止を図る防災事業の必要性はあると思います。ただし、非常に過疎化が進行しており、本地域は良食味米の産地であることからブランド化を推進して人口減少に歯止めがかけられないかと思います。そういった農産物ブランド化による地域活性化について、課題の共有はされているのでしょうか。

○防災課 神馬課長補佐

本事業は、地震に備えて施設の耐震性を確保し、被害を未然に防止する事業であり農業生産と生活環境を維持することに関しては、一定の効果を及ぼしているものと思います。

○防災課 遠藤事業調整官

本事業は、北海道が事業実施主体となっており総合農政のなかで北海道が人口減少に対する働きかけをしています。

○長澤委員長

資料 P4 の 4 の (2) 土地改良長期計画における施策と目指す成果の確認のなかで「災害に強い農村社会の形成」という見出し項目がでてくるが、書式上、項目を記載することが決まっているのでしょうか。文章に組み込むことはできないのでしょうか。

○土地改良企画課 渡邊課長補佐

資料 P7 の地区別結果書の 4 の (2) にあるように土地改良長期計画で定めた指標に当てはまるように書式として項目を記載することとしています。

○長澤委員長

続きまして、畜産環境総合整備事業「陸別地区」の説明に移ります。

○畜産振興課 井上課長補佐

(資料 4-4 の詳細説明地区「畜産環境総合整備事業「陸別地区」」に基づいて説明)

○岡村委員

資料 P11 にある事業実施による環境の変化のなかで、「改善が図られている。」、「負荷軽減が図られている」というのは変化している状況であり、「改善された。」、「自然環境の負荷が軽減された」といった変化の結果を記載するべきではないでしょうか。

○畜産振興課 井上課長補佐

ご意見を踏まえて修正します。

○長澤委員長

資料 P4 に事業参加者の飼養頭数の表とグラフがありますが、グラフでは「事業実施前」と「評価時点」とあり、表の中では事業計画（平成 19 年）となっています。事業計画の「現況」とは、平成 19 年度時点を示しているのですか？下のグラフが「事業実施前」であるならば、事業着工した平成 15 年度以前のデータとなるのではないのでしょうか。データは表とグラフが一致しているので、少なくとも事業実施前ということではないかと思います。

○畜産振興課 井上課長補佐

具体の年数を書き込むなど内容を確認したうえで修正します。

○長澤委員長

資料 P5 に事業参加者の生乳生産量があり、飼養頭数で割ると、事業実施前で一頭当たり 13.3t、事業実施後で 14.5t となっており、一頭当たりの生乳生産量としては大きすぎるのではないのでしょうか。

○畜産振興課 井上課長補佐

事業計画書において、飼養頭数の計画は「家畜排せつ物処理施設を整備した者の飼養頭数」となっており、「事業参加者の飼養頭数（事業計画時現況（H19）：3,385 頭→評価時点（H25）：3,892 頭）」ではないため、ご意見を踏まえて表題を修正します。

○佐久間委員

年間 13 トンを絞るとするのは大変なこと。

○畜産振興課 井上課長補佐

北海道で 7 0 0 0 頭程度しかいません。

○佐久間委員

資料 P 3 にある事業参加農家の作付面積は、3,588ha で最近年の耕地面積が 4,905ha なので面積としては事業参加者が約 7 割を占有していて、事業参加農家が 47 戸、最近年の農家戸数は 99 戸と約 5 割となっており、事業により農地集積が図られたということになるのでしょうか。

○畜産振興課 井上課長補佐

事業参加農家の 47 戸のうち、1 戸は町営牧場が入っておりかなり大規模な経営を行っています。

○長澤委員長

それでは、一通り個別に取り上げた詳細説明地区の説明を終えましたので、のこる経営体育成基盤整備事業「厚南第 1 地区」、畑地帯総合整備事業「常呂第 2 豊川地区」、畜産担い手総合整備事業「川西地区」は、事務局から一括して説明をお願いいたします。

○土地改良企画課渡邊課長補佐

（資料 5 の「事前説明における各委員の指摘と回答」に基づいて説明）

経営体育成基盤整備事業「厚南第 1 地区」

○大熊委員

労働時間と機械経費の軽減について大きな効果がでています。効果は、農家への聞き取りによって算定したとされていますが、全体の何%程度を聞き取りしているのか。資料だけをみると、全ての農家で平均してこれだけの効果がでているものと思われませんが、農家の何割程度を聞いて、評価時点の数値を算出しているのか記載方法を含めて検討するべきではないでしょうか。

○農地資源課 能見課長補佐

出典に母数と聞き取りをした人数を記載することになりますが、他地区も同じように聞き取りを実施しており、当該地区のみを変更すると他地区も同じように修正をしなければならなくなります。

○大熊委員

全地区聞き取りによって、営農経費節減効果を算定していることは承知しており、何割程度を聞き取ったのか記載方法について今後検討していただきたいと思います。

○佐久間委員

資料 P8 の専兼業別農家数と経営規模別農家数が事業着手時（H15）、完了時点（H20）、評価時点（H25）と区分されているが、下の担い手への農地集積状況の「計画 b」は、完了時点である平成 20 年を示しているのか。また、「担い手の育成状況」と「担い手の農地集積」は、平成 19 年となっているが平成 16 年の間違いなのではなでしょうか。

○農地資源課 能見課長補佐

内容を確認のうえ修正します。

畑地帯総合整備事業「常呂第 2 豊川地区」

○長澤委員長

表－6～8 中にある事業実施前と計画の数値は、計画変更時点の平成 20 年を示しているのか、それとも、当初計画時点の平成 15 年を示しているのか、どちらになるのでしょうか。

また、表流水や表土のは場外への流出が抑制されていることと、それが生活環境改善に寄与している「具体」がわかりにくい。家屋敷地や道路などの生活空間に押し寄せてくるのを抑制することを指しているのかと思いますが、この事象はむしろ下流の湖沼環境保全に資するもので、そうであれば 5 の（2）の自然環境で言及した方が良いのではないのでしょうか。

○水資源課 増岡課長補佐

事業実施前は、計画変更時点の現況を示しており、意見を踏まえて修正します。自然環境の変化への記載についても検討します。

畜産担い手育成総合整備事業「川西地区」

○大熊委員

資料 5－3 の P1 には、生乳生産量の増加は、粗飼料の生産が増加したばかりではなく、高泌乳牛の導入についても記載するべきではないでしょうか。

○畜産振興課 井上課長補佐

事業の効果の事業参加農家の生乳生産量の文中に高泌乳牛の記載を追加します。

○佐久間委員

大型共同法人への再編について、S 牧場は、肉用牛主体の経営を行っているのに乳用牛を搾乳している写真は、誤解を招くのではないかと。家畜保護施設及び飼料調整貯蔵施設が新たに設立された法人以外にも管理しているのであれば、「事業を契機として設立された法人等」に修正するべきではないでしょうか。

○畜産振興課 井上課長補佐

写真については、現地で乳用牛を飼養しているのか確認します。意見を踏まえて、「法人等」に修正します。

○長澤委員長

総人口の変化で、他地区は全て北海道全体の減少率を 3%にしているのに対して、本地区のみ

が4.9%といます。整合させるべきではないでしょうか。

○畜産振興課 井上課長補佐
3%に修正します。

○岡村委員
事業実施による環境の変化のところで、基礎資料と地区別評価結果書とで記載内容が異なっています。

○畜産振興課 井上課長補佐
内容を確認して修正します。

○長澤委員長
よろしければ先に進めたいと思います。本日は、長時間にわたって質疑応答をしていただきました。評価結果書については、本日の意見を反映させたものとして修正した後、事務局から各委員に提供していただき、それを確認することとします。

第三者の意見については、今日の意見交換を反映させた形で私と事務局で原案を作成し、取りまとめていきたいと思います。最終的には委員の皆さまの了解を得たうえで公表することとしたいと思います。そのような段取りでよろしいでしょうか。

(各委員から異議なし。)

○長澤委員長
委員の皆様、長時間にわたり審議にご協力いただきありがとうございました。ほかに事務局から何かありましたらお願いします。

○水資源課 増岡課長補佐
本日は、いろいろなご意見を頂きありがとうございました。議事の最初に本検討会の運営等で決定されましたように、検討会の議事概要については、発言内容の確認終了後速やかに公表したいと考えています。

また、本日頂きましたご意見につきましては、修正案を事務局で作成の上、各委員に内容の確認をお願いするとともに、委員長が取りまとめられました第三者の意見(案)についても確認をお願いしたいと考えております。

○長澤委員長
ありがとうございました。
以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了いたします。それでは、司会進行を事務局にお返しします。

○水資源課 増岡課長補佐
以上をもちまして、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会」を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席頂きまして、誠にありがとうございました。